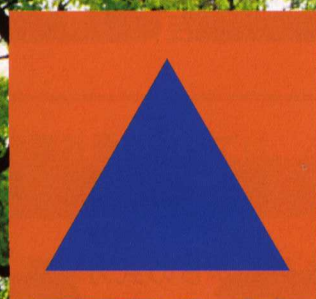


三重県国民保護計画のしくみ



オレンジ色地に青三角形は、
国民保護関係で用いられる
国際的な標章です

三重県

国民保護法とは？

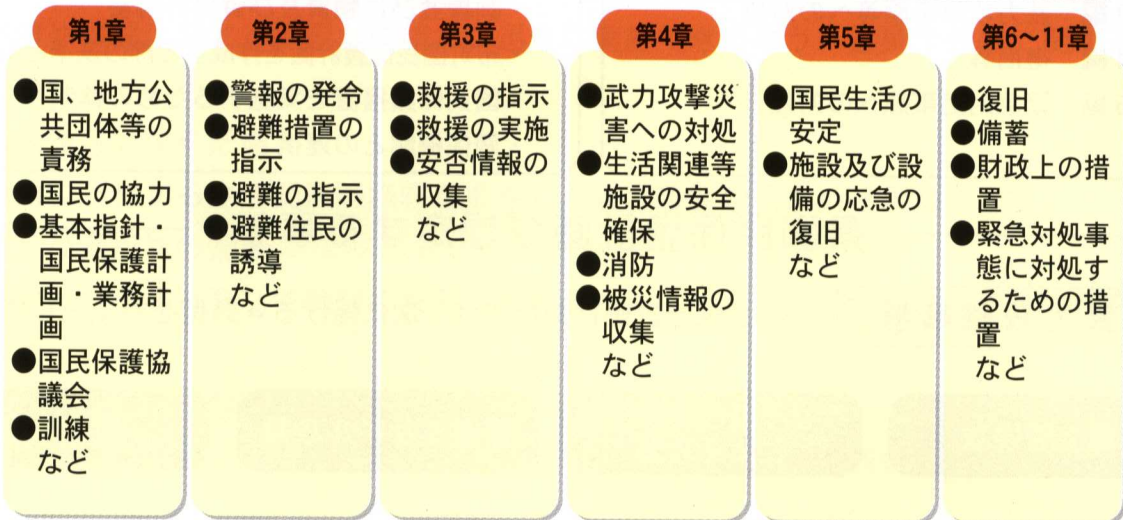
国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）を含む有事法制については、武力攻撃事態対処法等有事関連三法が平成15年6月に成立し、国民保護法については、平成16年6月に公布され、同年9月に施行されました。

国民保護法は、武力攻撃事態等における国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の必要な事項を定めることにより、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とします。

国民保護法の大まかな構成は、次のようになっています。

国や地方公共団体等の重要な役割として「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の3つの柱を定めています。

国民保護法



避難

警報が発令されました

避難してください

- ・警報の発令
- ・避難の指示
- ・避難の誘導

救援

- ・避難施設の提供
- ・医療の提供
- ・食品・飲料水の提供
- ・生活物資の提供
- ・安否情報の収集・提供

武力攻撃に伴う被害の最小化

- ・石油コンビナートやダム等の警備・立入制限
- ・放射性物質などによる汚染拡大の防止
- ・警戒区域の設定
- ・消火・救急・救助活動

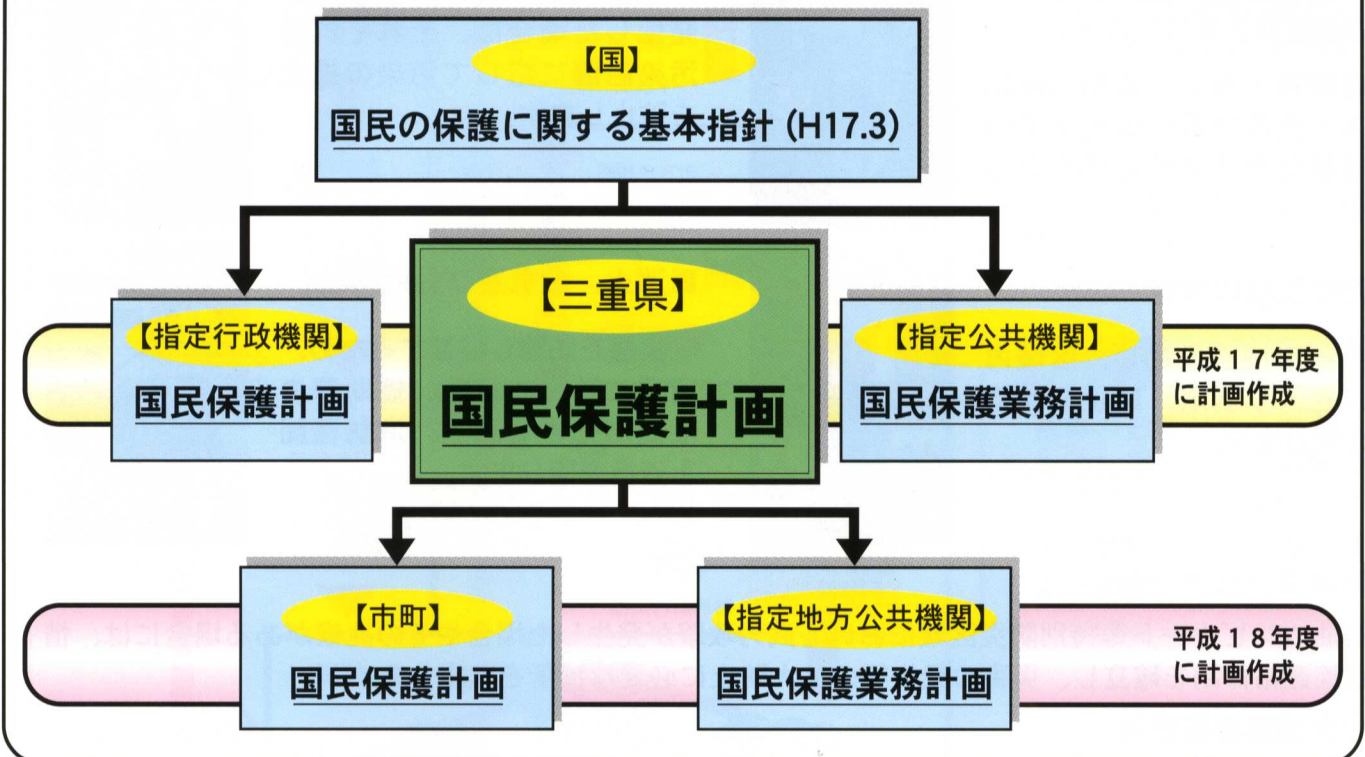
国民保護法 3つの柱

国民保護計画とは？

国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的としています。

県は、この計画に基づき、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」の位置づけ



地域防災計画との関係

国民保護計画の作成に当たっては、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用します。

三重県地域防災計画

暴風、地震等の異常な自然現象又は大規模な火事等の災害を対象とします。

三重県石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害を対象とします。

連携
活用

三重県国民保護計画

国民保護のしくみに関する詳しい情報は、下記ホームページでごらんいただけます。

- ・ 国民保護ポータルサイト（内閣官房）
<http://www.kokuminhogo.com>
- ・ 総務省消防庁
<http://www.fdma.go.jp/>



警報のサイレン

みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫りまたは発生した地域には、市町から消防防災無線のサイレンを使って注意を呼びかけることとしています。

サイレン音は、上の国民保護ポータルサイトで聴くことができます。

第1編 総論

国民保護基本方針

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑦ 高齢者、障害者等への配慮
- ⑧ 安全の確保

計画の構成

県国民保護計画は次の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え及び予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処

計画に定める事項

計画に定める主な事項を次に示します。

- ・ 国民保護措置の総合的な推進
- ・ 県が実施する国民保護措置
- ・ 訓練並びに物資及び資材の備蓄
- ・ 市町国民保護計画を作成する際の基準となる事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制
- ・ 関係機関との連携

県国民保護計画が想定する事態

■ 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、次に掲げる4類型を対象とします。

着上陸侵攻

ゲリラ及び特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

■ 緊急処理事態

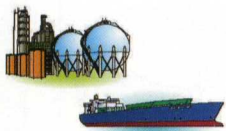
県国民保護計画においては、次に掲げる事態を対象とします。

～攻撃対象施設による分類～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

<事態例>

- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破
- ・ 危険物積載船などへの攻撃



～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

<事態例>

- ・ ダーティボムなどの爆発
- ・ 生物剤の大量散布
- ・ 化学剤の大量散布



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

<事態例>

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

<事態例>

- ・ 航空機などによる自爆テロ



第2編 平素からの備え及び予防

■関係機関との連携体制

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

■情報の収集・伝達の体制

情報の収集及び提供を確実にを行うため、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線を有効活用します。

■国民保護に関する研修

職員に対して国民保護に関する研修を行います。

■体制の整備

避難や救援に関する措置が的確かつ迅速に実施できるよう、避難や救援に関する体制を整備します。

■生活関連等施設を把握

県内に所在する生活関連等施設を把握し、安全確保の留意点を周知します。

■物資及び資機材の備蓄

必要となる物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、防災のための備蓄との活用を図ります。

■国民保護に関する啓発

住民に対し、様々な媒体を活用し、国民保護に関する啓発を行います。

用語の説明

- 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃
- 武力攻撃災害 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出及びその他人的又は物的災害
- 国民保護措置 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置
- 安否情報 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
- 生活関連等施設 発電所、浄水施設、危険物等の取扱所等国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
- NBC攻撃 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
- ダーティボム 爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾

《 避難 》

国からの、避難措置の実施について指示を受けた知事は、市町長を経由して、住民に対し避難の指示を行います。市町長は、消防等を指揮して避難住民の誘導を行います。



警報の通知及び伝達

警報の内容は、直ちに市町長その他関係機関に通知し、放送事業者に対し、的確かつ迅速に通知します。

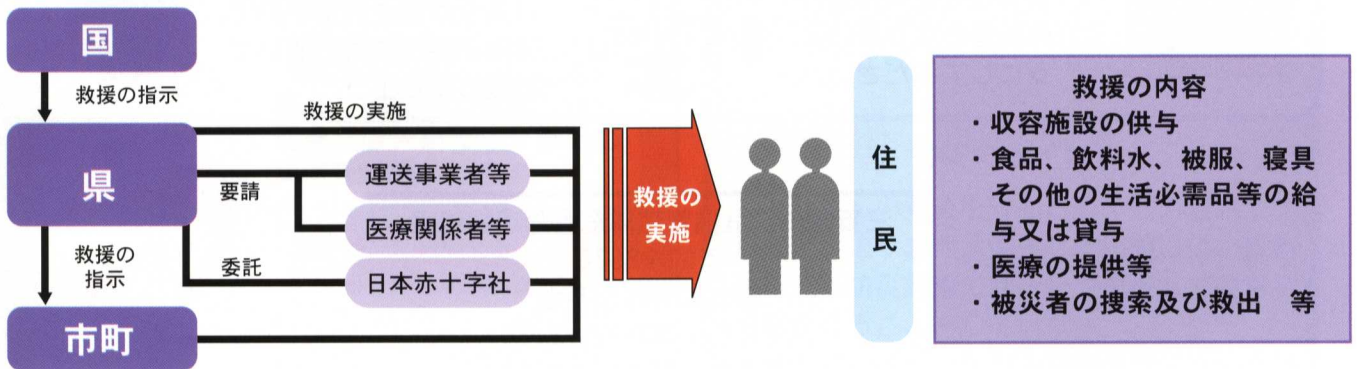
また、大規模集客施設等多数の者が利用する施設に警報の内容を伝達します。

避難の指示

避難の必要がある場合、市町長等に通知し、要避難地域の住民に対し、地域特性や各攻撃事態に応じ、避難の指示を行います。

《 救援 》

避難先で救援を必要としている避難住民等に対し、市町や関係機関の協力を得て次の措置を行います。



《 武力攻撃に伴う被害の最小化 》

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするため、国や関係機関と協力して対処します。

■生活関連等施設の安全確保

ダムや鉄道施設等の安全確保、警備強化、立入り制限区域の指定などを行います。

危険物・毒物・劇物・高圧ガス・火薬類等の取扱所での製造禁止や使用停止等を命じます。



■警戒区域の設定

警戒区域を設定し、区域内への立入り制限、禁止又は退去を命じます。



■石油コンビナート

石油コンビナート等特別防災区域において武力攻撃が発生した場合やその兆候がある場合には、情報収集連絡体制を確立し、災害の発生等の拡大防止に必要な措置を実施します。

■大規模集客施設等

県内の多様なレジャー施設、テーマパーク等の大規模集客施設等の滞在者や旅行客等の安全の確保に留意します。

■放射性物質等による汚染拡大防止

NBC攻撃等による災害が発生した場合は、それぞれの汚染原因に応じて汚染の拡大を防止します。



■消火、救急及び救助活動

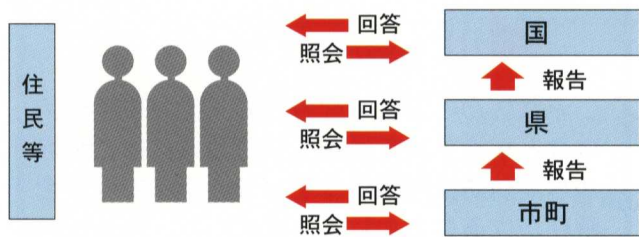
災害を防除し軽減するため、円滑に消火、救急、援助等の活動ができるよう、消防機関と連携を図ります。



安否情報

開設した避難所や県立病院等からの情報で安否情報を収集・整理します。

また、住民からの照会に応じて安否情報を提供します。



*安否情報は個人の情報であり、その取扱については十分留意し、データの管理を徹底します。

第4編 復旧等

■被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

■武力攻撃災害の復旧については、国の制度に基づき適切に対応します。

■国民保護措置に伴う損失補償と、国に対する費用請求を行います。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

国民の協力

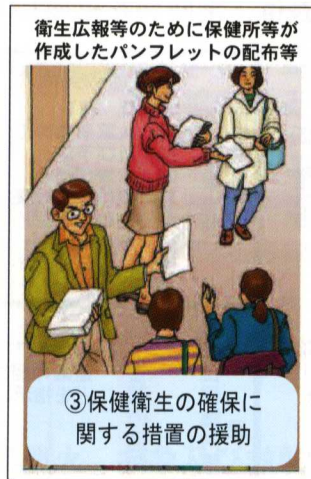
- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」と定めています。
- 国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮します。



①住民の避難や被災者の救援の援助



②消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助



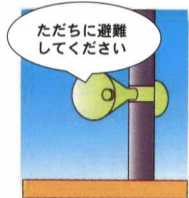
③保健衛生の確保に関する措置の援助



④避難に関する訓練への参加

武力攻撃やテロなどから身を守るために

警報が発令されたら



(1) 取って頂きたい行動

①屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



②屋外にいる場合

- 近くの建物内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。キーをつけたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。



(2) 落ち着いて情報収集に努めましょう

- テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



(3) 避難の指示が出されたら

- 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難施設への避難、市町や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。

みなさんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されますので、指示に従って落ち着いて行動しましょう。



三重県防災危機管理局危機管理総務室

〒514-8570

津市広明町13番地

TEL : 059-224-2186

FAX : 059-224-3350

E-mail : kikisomu@pref.mie.jp

平成18年3月発行